

# 独立行政法人日本医療研究開発機構法案要綱

## 第一 総則

### 一 名称

独立行政法人日本医療研究開発機構とすること。(第二条関係)

### 二 機構の目的

独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及び成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関(以下単に「研究機関」という。)の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とすること。(第三条関係)

### 三 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くこと。(第四条関係)

#### 四 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けること。（第五条関係）

#### 五 名称の使用制限

機構でない者は、日本医療研究開発機構という名称を用いてはならないものとする。 （第六条関係）

#### 第二 役員及び職員

##### 一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができるものとする。 （第七条関係）

##### 二 役員 の 任命 に関する 健康 ・ 医療 戦略 推進 本部 の 関与

主務大臣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとする。 （第八

## 条関係)

三 理事の職務及び権限等、役員任期並びに役員欠格条項の特例について所要の規定を設けること。

(第九条から第十三条まで関係)

## 四 秘密保持義務

機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。 (第十四条関係)

## 五 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十五条関係)

## 第三 業務等

### 一 業務の範囲

機構は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うこと。 (第十六条関係)

1 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。

- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 4 1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 二 積立金の処分

- 1 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。 (第十七条第一項関係)

- 2 主務大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第十七条第二項関係)

- 3 機構は、1の積立金の額に相当する金額から主務大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。 (第十七条第三項関係)

4 1から3までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第十七条第四項関係)

#### 第四 雑則

##### 一 主務大臣等

1 機構に係るこの法律及び通則法 (2以外のもの) における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とすること。 (第十八条第一項関係)

2 機構に係る役員の任命及び解任に関する事項における主務大臣は、内閣総理大臣とすること。 (第十八条第二項関係)

3 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とすること。 (第十八条第三項関係)

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。 (第十八条第四項関係)

##### 二 独立行政法人評価委員会の意見の聴取

1 一の1の場合における通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条

第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項及び第四十八条第二項並びに第六十二条において準用する通則法第五十三条の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とすること。（第十九条第一項関係）

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第十九条第二項関係）

(1) 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

(2) 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

三 中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与

1 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第二十条第一項関係）

2 主務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・

医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとする。 (第二十条第二項関係)

#### 四 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しないものとする。 (第二十一条関係)

#### 第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第二十二條から第二十四條まで関係)

#### 第六 その他

##### 一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

##### 二 経過措置

国の権利義務の承継等に関する規定など所要の経過措置に関する規定を設けること。 (附則第二条から第七条まで関係)

#### 三 関係法律の整備

独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部改正など所要の改正を行うこと。（附則第八条及び第九条関係）